

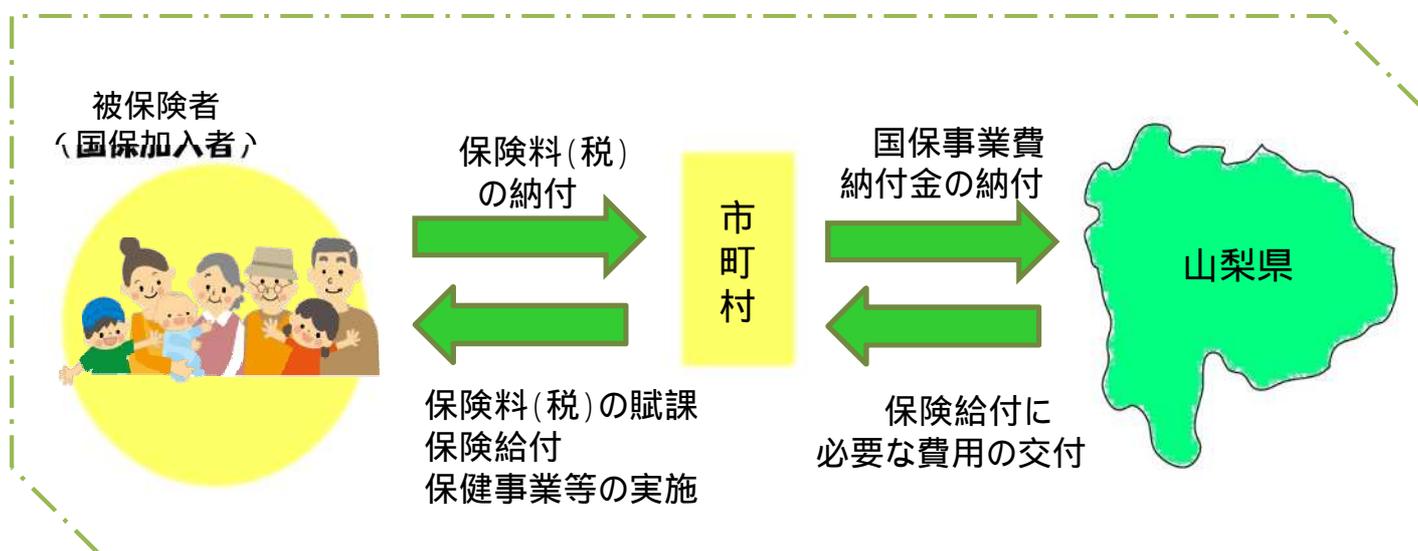
# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度は、  
「年齢構成が高く医療費水準が高い」  
「所得水準が低く保険料の負担が重い」  
「財政運営が不安定になりやすい小規模保険者(市町村)が多い」  
という構造的な課題があることから

国民皆保険を将来にわたって維持していくため、  
これまでの市町村に加え、県も国民健康の運営に加わるようになりました

## 【都道府県と市町村の役割分担】

県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理(被保険者証等の発行)
市町村ごとの標準保険料(料)率を算定・公表	標準保険料率(税)等を参考に保険料(税)率を決定 保険料(税)の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給





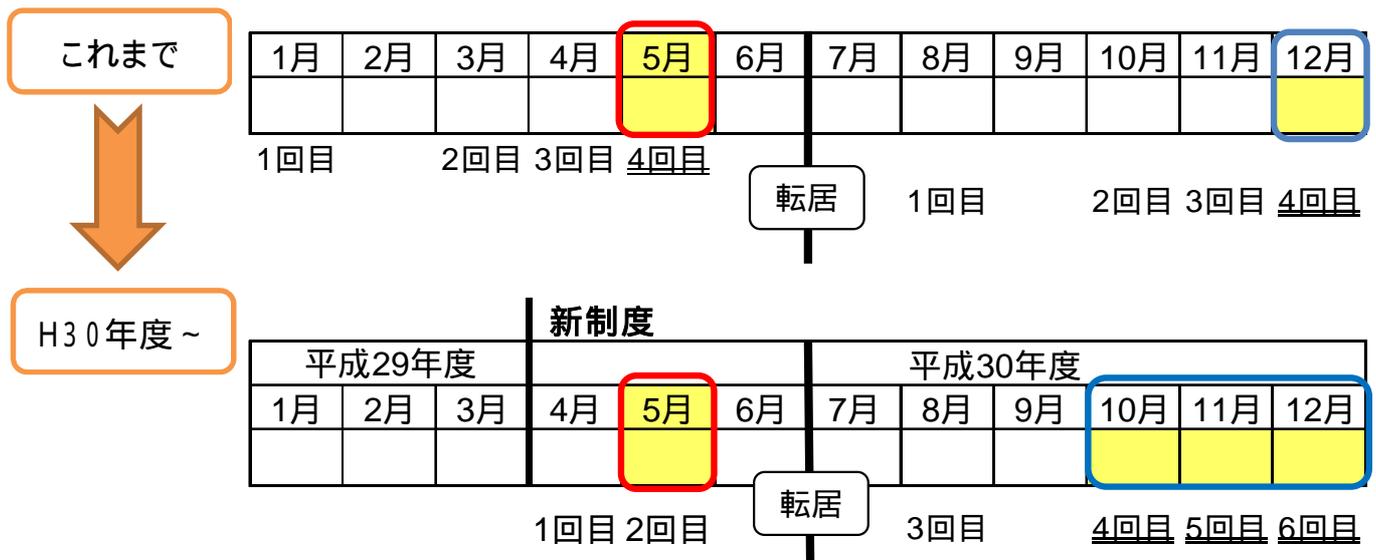
## 【Q&A どうなるの?】

Q	A
加入や脱退、住所変更の手続きは?	これまでどおり、お住まいの市町村が窓口となります
改めて加入の手続きをするの?	改めて加入の手続きは必要ありません
保険証(被保険者証)は、どうなるの?	これまでどおり、お住まいの市町村から交付されます
保険料(税)の払い方(納付方法)はどうなるの?	これまでどおり、市町村が決めた納期、納付方法(口座振替等)により納付していただきます
納入(税)通知書は、どうなるの?	これまでどおり、お住まいの市町村から送付されます
保険料(税)はどうなるの?	これまでどおり、市町村が保険料(税)の賦課・徴収を行います
特定健診などの保健事業は、これまでと変わるの?	これまでどおり、特定健診や特定保健指導などの保健事業は、お住まいの市町村が実施します
療養費や高額療養費などの手続きは、これまでと変わるの?	これまでどおり、療養費や高額療養費の給付の手続きは、お住まいの市町村窓口で行っていただきます。 県内の他市町村に転居した場合でも、世帯の継続性が認められるときは、高額療養費の多数回該当が、県単位で通算されるようになります。

### 【高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれます】

- 高額療養費の多数回該当は、過去12ヶ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。
- これまでは、他市町村に転居した場合、回数を通算されませんでした。平成30年度からは、同一都道府県内で他市町村に転居した場合でも、世帯の継続性が認められるときは、前住所地の高額療養費の該当回数が通算されます。

【例】県内の他市町村に転居し、世帯の継続性が認められる場合



国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です

【お問合せ】 お住まいの市町村国民健康保険担当課  
または 山梨県福祉保健部国保援護課  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1466